



第 51 号

令和8年1月1日

発行

牧之原畠地総合整備土地改良区

〒427-0047

島田市中溝町1726-4

☎ 〈0547〉36-8000(代)

FAX 〈0547〉36-0830

H P <https://midorinet-makinohara.com>



今年度も出前授業「牧之原・茶イルドスクール」を開催しました！

写真：菊川市立小笠北小学校3年生



「牧之原・茶イルドスクール」は、静岡県志太榛原・中遠農林事務所を始めとして、関係5市・当土地改良区が連携し、茶産地である牧之原地域の小学3年生を対象に、茶業や農業用水施設の役割などへの理解を深めてもらうことを目的に毎年開催しています。この出前授業は、平成20年度から継続して実施され、お茶の歴史や効能をクイズ形式で学んだり、紙芝居立ての動画を通じて、地域の農業などの仕組みを分かりやすく伝えています。今年度は、管内の各市で8校、約390名の児童が参加しました。

目次

・理事長あいさつ／役職決定／令和7年度運営方針	2
・令和6年度通常総代会／理事長表彰／水土里ビジョン概要	3
・令和5年度決算及び令和7年度予算・事業計画	4
・新役員紹介／土地改良区組織機構図	5
・新総代紹介	6
・関東農政局西関東土地改良調査管理事務所長あいさつ／県農林事務所長あいさつ	7
・水利施設等保全高度化事業／維持管理事業等の事例紹介／多面的機能支払交付金事業広域化	8
・茶園基盤整備事業：切山地区／担い手農家紹介「新風」	9
・お知らせ（農地転用等及び組合員資格得喪手続／非農地除外ほか）	10





理事長あいさつ

牧之原畠地総合整備土地改良区

理事長 染谷絹代 (島田市長)

組合員の皆様には、健やかな新年をお迎えいただいたこととお慶び申し上げます。

日頃、牧之原畠地総合整備土地改良区の運営にご理解、ご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

昨年10月に任期満了に伴う役員改選が行われ、皆様のご推挙をいただき、引き続き理事長の重責を担うこととなりました。今後も組合員の皆様の付託に応えるべく、誠心誠意、全力を尽くして参る所存でございます。

当地域の主要作物である茶を取り巻く状況が大きく変化し、担い手の減少、荒廃農地の増加する中、当土地改良区においても、用水施設の老朽化対策をはじめ、茶業振興や基盤整備の推進などの課題が山積しております。

これらの課題解決のため、現在策定を進めております「水土里ビジョン」や「牧之原茶園の再編整備プラン」などで方針をお示し、早急に対応する中、稼ぐ茶業、儲かる茶業の実現に精一杯努めてまいります。

今後も先人たちの長年の悲願であった「牧之原台地に水を」の尊い意志を引き継ぎ、持続的な牧之原茶業の振興や農業用水の安定供給に努力してまいります。

結びに、今後も課題解決のため、国、県、関係市のご協力をいただき、役職員が一丸となって取り組んで参りますので、よろしくお願い申し上げます。

役職が決定されました



杉本基久雄
副理事長
(牧之原市長)



内田 隆
副理事長
(菊川市)

令和7年10月25日をもって任期満了を迎えた役員の改選が令和7年9月に行われ、新理事25人（うち員外理事5人）、新監事5人、合わせて30人の役員が無投票当選により決定し、就任されました。（5ページ参照）

任期開始に備え、令和7年10月7日役員会を開催し、染谷絹代理事長（島田市長）、杉本基久雄副理事長（牧之原市長）、内田隆副理事長（菊川市）が再選され、土地改良区運営にあたっていただくこととなりました。

また、会計担当理事には、博林初夫理事（牧之原市）が就任され、月例の出納検査や会計全般を掌握していただきます。

監事については、新たに総括監事に萩原 雅監事（掛川市）、次席監事に原木 哲夫監事（牧之原市）がそれぞれ就任いただきました。

令和7年度牧之原畠地総合整備土地改良区運営方針

令和7年度の運営方針は「闘う土地改良」のもと、4つの基本方針は前年度から継続し、下記のとおりそれぞれの取組を進めていきます。

基本方針	令和7年度主な取組
施設の管理体制強化と用水の安定供給	<p>〔継続〕国営施設更新に伴う関係機関と調整、調査予算確保 〔継続〕取水工・ポンプ等整備に係る県営事業への協力・連携 〔継続〕改良区管理施設の点検整備、補修の実施 〔継続〕営農状況の変化を捉え次年度の配水計画を策定</p> <p>〔継続〕ファームポンド流入施設の不具合箇所を修繕 〔継続〕組合管理施設の補修整備計画に基づく補助事業実施 〔継続〕用水組合等の管理技術向上と施設情報アプリ活用</p>
財政基盤の安定化と賦課金徴収体制の確立	<p>〔継続〕賦課金の徴収委任契約の締結推進 〔継続〕財政計画2023に基づく予算編成と積立基金管理 〔継続〕債券運用計画の運用管理と長期金利の動向注視</p> <p>〔継続〕管理賦課金額の動向調査と中長期的な賦課制度検討 〔継続〕受益地情報の定期更新による賦課徴収情報の整備</p>
受益地の管理、水利権確保と農業振興の推進	<p>〔継続〕再編整備プランのモデル地区事業化、再編整備構想図作成 〔継続〕継続的な受益地情報及び管理図の更新、精度維持 〔継続〕増加する非農地化への対応と市農業委員会との連携</p> <p>〔継続〕将来の水利権更新のため、国等との情報共有と連携 〔継続〕生産基盤整備へ区画整理推進と水利施設整備支援</p>
組織の運営基盤強化と用水組合との連携強化	<p>〔新規・継続〕多面的制度活用促進、組合運営状況の把握と指導 〔新規・継続〕女性理事登用を含めた役員選挙等の円滑な執行、准組合員制度の周知 〔新規・継続〕DX推進等によるコスト削減・省力化推進、電子決済の導入 〔新規〕補助事業の活用による水土里ビジョン策定</p> <p>〔継続〕SNS等を活用した改良区業務・役割の情報発信 〔継続〕正確で円滑な会計経理、内部牽制機能の強化 〔継続〕水土里茶話会・組合会議を開催し意見等からの課題整理と分析、要請活動の実施 〔継続〕機関会議にて課題共有と迅速な対応策決定</p>

令和6年度 通常総代会を開催しました～全議案とも原案どおり可決～

令和6年度通常総代会は、令和7年3月27日(木)島田市金谷夢づくり会館において開催し、来賓として関東農政局西関東土地改良調査管理事務所長、静岡県経済産業部農林水産担当部長、静岡県土地改良事業団体連合会会長をお迎えし開催いたしました。会議は、午前9時30分より出席総代72人をもって成立し、染谷理事長からの挨拶のあと議事に入りました。議長に掛川市の松永大吾総代が選出され、議事は令和5年度決算関係及び令和6年度補正関係等の承認議案10件及び増田隆司総括監事より監査報告、議決案件は令和7年度予算関係を含む9件が上程され、全議案ともすべて原案どおり可決決定され、滞りなく終了しました。



通常総代会提出議案

- 承認第1号 令和5年度 事業報告書の承認について
- 承認第2号 令和5年度 一般会計及び管理費特別会計財務諸表等の承認について
- 監報第1号 定期監査の結果報告について
- 承認第3～5号 令和6年度 一般会計収支補正予算（第1～3次）について
- 承認第6～8号 令和6年度 管理費特別会計収支補正予算（第1～3次）について
- 第1号議案 定款、規約及び規程等の一部改正について
- 承認第9号 規程及び細則の一部改正について
- 承認第10号 監査細則の一部改正について
- 第2号議案 令和7年度 事業計画並びに一般会計、管理費特別会計収支予算について
- 第3号議案 令和7年度 管理賦課金の賦課保留について
- 第4号議案 令和7年度 賦課金の徴収時期及び方法について
- 第5号議案 令和7年度 加入金について
- 第6号議案 令和7年度 金銭及び余裕金の預入先について
- 第7号議案 令和7年度 借入金について
- 第8号議案 令和7年度 農地転用等決済金単価の改正について
- 第9号議案 附帯決議

令和6年度 理事長表彰

当土地改良区表彰規程に基づき、用水組合にあっては15年以上水利施設の適切な維持に努め、その運営が他の模範となる用水組合に対して、その功績を称え表彰されました。

◆組合表彰 1組合

菊川33工区畠地用水組合



連携管理保全計画（水土里ビジョン）を策定しています

令和7年4月に施行された改正土地改良法において、土地改良区や市町村等の関係者が共同して、将来の保全体制を構築する連携管理保全計画（通称「水土里ビジョン」）が位置付けられました。

これは、土地改良区が水土里ビジョンを策定することで、関連施設の管理者、関係市町村その他の関係者と連携して、土地改良施設及びその関連施設を保全する連携管理保全事業を行うことができます。

当土地改良区では、令和7年度から2年間で策定する計画で進めており、国・県営施設の更新整備計画策定や、将来の維持管理費を積算したうえで連携管理保全事業を活用、経営収支健全化の取組により土地改良区の運営基盤の強化を図るもので



水土里ビジョン策定の進捗状況や決定した内容については、随時お知らせする予定です。

令和5年度 収支決算書総括表（一般会計・管理費特別会計）

(単位:円)

収入の部				支出の部			
科目(款)	主な内容	決算額	比率	科目(款)	主な内容	決算額	比率
土地改良事業収入	管理・特別賦課金、市・地元負担金、転用決済金	246,751,271	62.3%	土地改良事業費支出	維持管理事業	194,228,421	51.0%
附帯事業収入	他目的使用料、手数料	3,152,639	0.8%	一般管理費支出	組織運営経費	63,418,056	16.7%
運用収入	基本財産・特定資産運用	6,720,956	1.7%	土地改良事業負担金支出	県営事業分担金	12,615,000	3.3%
補助金等収入	県・市補助金	32,024,110	8.1%	借入金返済支出	日本政策金融公庫償還金	80,718,920	21.2%
業務受託料収入	基幹水利施設操作業務、農業水利施設管理業務	75,344,486	19.0%	支払利息	借入金利息	1,807,704	0.5%
雑収入	流動資産利息、その他雑入	1,422,241	0.4%	積立支出	基本財産・特定資産積立	27,848,157	7.3%
取崩収入	基本財産・特定資産取崩	22,560,287	5.7%	予備費	予備費	0	0.0%
繰越金	前年度繰越金	7,898,828	2.0%	支出合計		380,636,258	100.0%
収入合計		395,874,818	100.0%	収支差額(次年度繰越金)			15,238,560

会計別次年度繰越金：一般会計 4,427,002
管理費特別会計 10,811,558

※預り金、一時繰替、会計間取引除く。

(继续：四)

令和7年度 収支予算書総括表（一般会計・管理費特別会計）

(単位:円)

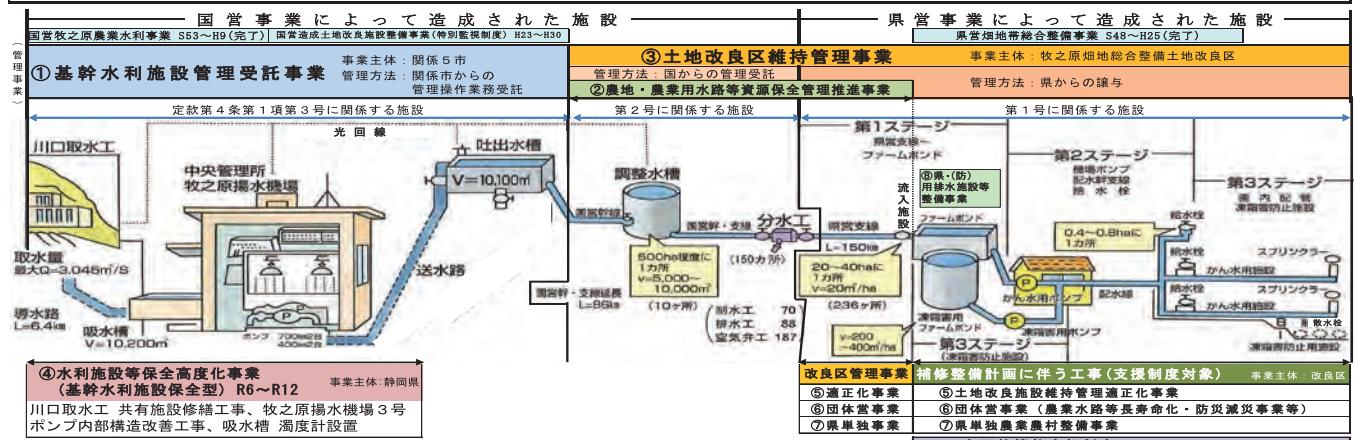
収入の部				支出の部			
科目(款)	主な内容	予算額	比率	科目(款)	主な内容	予算額	比率
土地改良事業収入	管理・特別賦課金、市・地元負担金、転用決済金	218,868,000	57.2%	土地改良事業費支出	維持管理事業 ※下図参照	220,293,000	57.6%
附帯事業収入	他目的使用料、手数料	3,804,000	1.0%	一般管理費支出	組織運営経費	76,412,000	20.0%
運用収入	基本財産・特定資産運用	7,009,000	1.8%	土地改良事業負担金支出	県営事業分担金 ※下図参照	16,500,000	4.3%
補助金等収入	県・市補助金	44,410,000	11.6%	借入金返済支出	日本政策金融公庫償還金	15,474,000	4.0%
業務受託料収入	基幹水利施設操作業務、農業水利施設管理業務	78,023,000	20.4%	支払利息	借入金利息	350,000	0.1%
雑収入	流動資産利息、その他雑入	73,000	0.0%	固定資産取得支出	車両運搬具・器具備品	5,460,000	1.4%
取崩収入	基本財産・特定資産取崩	26,607,000	7.0%	積立支出	基本財産・特定資産積立	36,315,000	9.5%
固定資産売却収入	固定資産売却収入	10,000	0.0%	予備費	予備費	12,000,000	3.1%
繰越金	前年度繰越金	4,000,000	1.0%	支 出 合 計		382,804,000	100.0%
収入合計		382,804,000	100.0%	会計別予算額：一般会計			
				88,392,000			

会計別予算額：一般会計 88,392,000
管理費特別会計 294,412,000

※預り金、一時繰替、会計間取引除く。

Digitized by srujanika@gmail.com

令和7年度 維持管理事業の概要 【牧之原農業用水施設 管理区分と補助事業制度】予算規模:371,172千円(予算総額)



区 管 理 部	川口取水工	分水工	ファームポンド 流入施設	足継第4条第3項による活動多面				
				県営 ファームポンド	末端 散水機器			
牧之原畑地総合整備土地改良区								
(ファームポンド単位) 畑地用水組合								
令和7年度 主な事業 内容 (点検・工事)	①基幹水利施設管理受託事業 (施設管理補完費合) 【支出科目: 1款1・2項】	○ポンプ設備点検、電気設備点検、電動機付兼設備点検、 川口取水工農水専用施設点検、クレーン設備点検外 ○水管理システムほか無停電電源装置バッテリー取替え工事	71,847 千円	補修整備計画に伴う工事(支援制度対象) 【支出科目: 1款6項】	補修整備計画に伴う工事(支援制度対象) 【支出科目: 1款6項】			
	②農地・農業用水路等 資源保全管理推進事業 【支出科目: 1款3項】	○用水路・調整水槽点検、除草作業外	729 千円	⑥団体営事業(農業水路等長寿命化・防災減災事業) 相良28工区 電動機修繕工事 相良20工区 電動機更新工事 相良27-2工区 ガンブ吸込管更新工事 浜岡7工区 ガンブ・電気設備改修工事 掛川7工区 フームポンド防面補修工事	53,114 千円			
	③土地改良区 維持管理事業 【支出科目: 1款4項】	○調整水槽通信設備点検、防食設備保守点検 ○ファームポンド流入施設補修工事、減圧弁分解整備、 調整水槽ディスクバルブ補修工事、 漏水事故修繕工事、マンホール修繕工事外	85,487 千円	⑦県単孤独農業農村整備事業 相良6-1工区 電動機更新工事 相良18工区 排水ポンプ設置工事	2,492 千円			
	④水利施設等保全高度化 事業(基幹水利施設保全型) 【支出科目: 2款1項】	○川口取水工 予備取水工ゲート修繕工事、計装設備実施設計	10,000 千円	⑧県・(防)用排水施設等整備事業【支出科目: 2款1項】 菊川30工区 フームポンド耐震補強工事	5,000千円			
	⑤団体営事業(農業水路等 長寿命化・防災減災事業) 【支出科目: 1款6項】	○浜岡7工区 ポンプ及び電気設備改修工事実施設計(改良区負担分)	1,200 千円	かん水・防除・凍害・塩害防止への用水利用				

新役員紹介

土地改良区発足以来14回目となる役員並びに総代の選挙が土地改良区定款・規約及び各選挙規程に基づき執行されました。新たに土地改良区の役員、総代になられた皆様をご紹介します。

新役員(理事25人・監事5人)

◆役員任期:令和7年10月26日～令和11年10月25日(4年間)

令和7年10月26日現在

選挙区・市名	役職	氏名	地区	選挙区・市名	役職	氏名	地区
第1区・島田市	理事長	染谷絹代	(島田市長)	第3区	理事	久保田 崇	(掛川市長)
第2区・牧之原市	副理事長	杉本 基久雄	(牧之原市長)	掛川市	理事	田邊 美千夫	大野
第4区・菊川市	副理事長	内田 隆	牛潤	第4区 菊川市	理事	長谷川 寛彦	(菊川市長)
第1区 島田市	理事	河村 重信	金谷根岸町		理事	黒田 孝芳	赤土
	理事	増田 尚士	牧之原		理事	片山 裕司	古谷
	理事	※松下 早枝子	湯日		理事	※赤堀 富洋	三沢
	理事	※松本 英治	切山	第5区 御前崎市	理事	下村 勝	(御前崎市長)
第2区 牧之原市	理事	太田 佳晴	大寄		理事	鈴木 昭宏	上朝比奈
	理事	中野 康子	布引原		理事	※鈴木 孝幸	白羽
	理事	榑林 初夫	東萩間		理事	※曾根 孝行	白羽
	理事	畠 勝也	片浜	第3区・掛川市	総括監事	萩原 雅	東山
	理事	野田 猪三美	仁田	第2区・牧之原市	次席監事	原木 哲夫	東萩間
	理事	村松 久	坂部	第1区・島田市	監事	※福谷 光洋	金谷泉町
	理事	山下 久雄	地頭方	第4区・菊川市	監事	高柳 和弘	友田
	理事	※森下 和英	中	第5区・御前崎市	監事	※高畠 実	比木

*正副理事長以下、選挙区別順不同(敬称略)

※印は新任

【女性理事の登用について】

農村地域の高齢化・人口減少が進む中、土地改良区においても多様な人材が活躍できる体制づくりが重要となっていました。このため、国の計画において、次の数値目標が掲げられました。

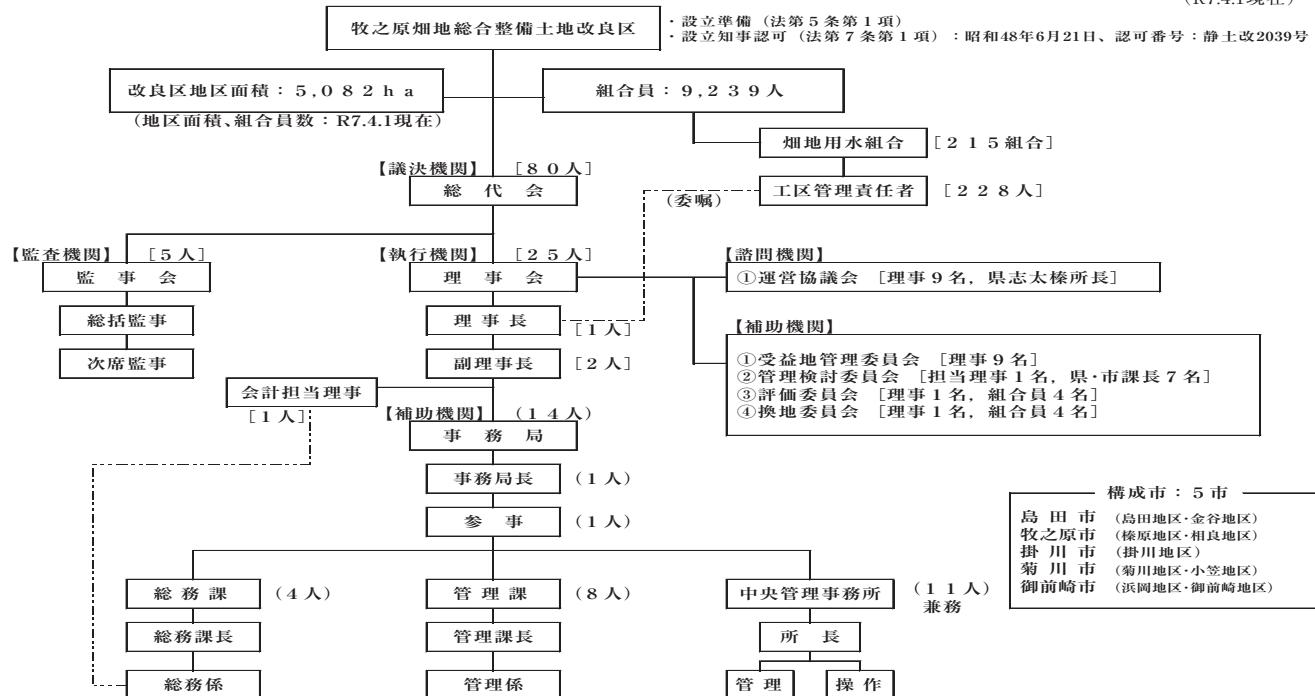
令和7年度までに、①女性理事がゼロの土地改良区をなくし、②理事に占める女性割合を10%以上とする。(当土地改良区の場合:理事25名×10% = 3名以上)

当土地改良区としましては、運営協議会を主体とし、理事会等で検討した結果、令和7年10月の役員改選にあわせ、女性理事の登用を図ることとし、今回、目標達成(3名:12%)することができました。

組織機構図

牧之原畠地総合整備土地改良区 機構図

(R7.4.1現在)



新 總 代 紹 介

牧之原畠地総合整備土地改良区 総代名簿

◆総代任期：令和7年8月21日～令和11年8月20日（4年間）

令和7年8月21日現在



ごあいさつ

関東農政局
西関東土地改良調査管理事務所
所長 小林賢一

新年明けましておめでとうございます。

日頃より、組合員をはじめ関係の皆様におかれましては、農業・農村の振興に向けた各種施策の推進にご理解とご協力を賜るとともに、国営牧之原農業水利事業で整備された農業水利施設について適切な運用と管理をしていただき、厚くお礼申し上げます。

茶業の振興は、関連産業の発展や地域住民の生活にも関連する大きなテーマであり、地域全体の発展に欠かすこととはできません。本年が本地域にとって新しい門出の年となりますことを切に願ってやみません。

農林水産省においては、食料・農業・農村基本計画の策定、土地改良法の改正などを踏まえ、1年前倒しで、昨年9月に、令和7年度から令和11年度までとする新たな「土地改良長期計画」を策定しました。生産性の向上を通じた食料自給力の確保等に向け、本計画に基づき、土地改良事業を集中的かつ計画的に実施してまいります。

こうした中、牧之原地区は、本年度より国営事業の実施の必要性、技術的可能性等を検討する「地域整備方向検討調査」に着手しており、地域の課題の把握や整備構想の概略の検討に向けて、貴土地改良区の皆様を始め、県、市と連携して、調査を進めてまいります。

今後も農業水利施設の適切な保全管理を通じて、農業用水の安定供給を確保していき、牧之原地区の農業振興に貢献してまいりますので、引き続き、御支援、御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。



ごあいさつ

静岡県志太榛原農林事務所
所長 中村友之

謹んで年頭の御挨拶を申し上げます。

牧之原畠地総合整備土地改良区組合員の皆さまには、日頃より本県農業農村政策の推進に、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の茶況を振り返りますと、おう盛な海外需要を取り込むための、てん茶・有機茶生産への展開が進み、加えてドリンク用原料茶の需要に支えられ、荒茶の取引は例年ない価格で推移いたしました。

一方で、お茶の生産につきましては、春先の低温や乾燥により、一番茶の荒茶生産量は過去最少となり、夏季の少雨は秋冬番茶の生育に影響したと言われております。かん水により収穫量の確保に努められた生産者もあったと伺っており、生産に欠かせない水を着実に届ける施設の重要性に、あらためて気づかされた年がありました。

このため当事務所では、昨年度から着手した牧之原用水川口取水工地区をはじめ、基幹的農業水利施設の更新に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

加えて、牧之原農業用水の受益者の皆さまの営農活動が、効率的に展開していくための土地改良事業を進めており、島田市の諏訪原地区、切山地区、牧之原市の朝生原地区では茶樹の定植が完了しました。今後も、経営資源の基本である農地を、将来に渡って引き継いでいけるよう、関係の皆様とともに進めてまいりますので、これまでと同様の御支援と御協力をお願い申し上げます。



ごあいさつ

静岡県中遠農林事務所
所長 好田成志

謹んで新春をお祝い申し上げます。

日頃から、牧之原畠地総合整備土地改良区組合員の皆様におかれましては、県の農業・農村施策の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

県内茶価は今年の2番茶から取引価格が上昇し、特に秋冬番においては前年度比4倍の史上最高値を記録しました。これは、気候変動による生育不良や需要変化に伴う生産転換が原因とされております。今後も茶価の動向を注視するとともに、JA等の関係機関と連携して必要な対応に取り組んでまいります。

近年、パイプラインの漏水事故等により、維持管理費の増大や多大な労力に苦労されていると伺っています。土地改良施設突発事故復旧・防止事業を活用していただくとともに、用水組合の持続的な運営体制を構築するため、「多面的機能支払交付金」未活用の工区での取組開始に向けて支援してまいります。

一方で、「牧之原茶園の再編整備プラン」につきましては、農地集積・集約に向けた各市の「地域計画」と連携し、再編整備構想図の作成に着手いたしました。当所で、牧之原地域の茶園を対象に生成AIを導入し、施設の整備状況のほか荒廃農地の判定や茶園の傾斜度等がわかる「デジタルマップ」を作成したので、再編整備構想図の基礎資料として御活用いただければと考えております。

今後も、牧之原地域の茶業の発展に向け、関係者との連携を強化し、関連施策に取り組んでまいりますので、御支援、御協力をお願い申し上げます。

水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設保全型）「牧之原用水川口取水工地区」について

国営施設の緊急度が高い施設等の補修整備や更新を県で事業化していただき、現在、静岡県志太榛原農林事務所において、令和6年度から令和12年度（予定）まで、県営水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設保全型）「牧之原用水川口取水工地区」を実施しております。

本年度からは、牧之原揚水機場吸水槽への濁度計設置工事を実施し、今後、3号ポンプ（口径700mm）の内壁改修工事や共有財産の川口取水工施設の長寿命化工事を実施していく計画となっています。

共有財産（川口取水工）



制水ゲート改修ほか



予備取水工改修

牧之原揚水機場



外観全景



3号ポンプ改修

吸水槽濁度計設置



通常時



濁水時

維持管理事業等の事例紹介

現在、用水組合で管理されているファームポンド以降の施設については、設置から長年が経過した工区も多く、施設機器類の経年劣化により補修整備が必要な状況となっています。

土地改良区では、用水組合の負担を軽減するため、補助事業や土地改良区支援制度を活用し、施設の整備促進に取り組んでいます。

畑地かんがい施設の補修整備要望については、毎年度開催される工区管理責任者会議や用水組合会議において説明を行い、希望する用水組合には要望書の提出を依頼しています。

現在、用水組合からは全体で11件の補修整備要望が寄せられており、令和7年度は掛川、榛原、相良、浜岡地区の計5箇所において事業を実施しています。

なお、右記の写真は、令和6年度に農業水路等長寿命化・防災減災事業（国50%、県8.5%補助）を活用して実施した、組合管理施設のポンプ吸込み配管更新整備の事例です。



着手前



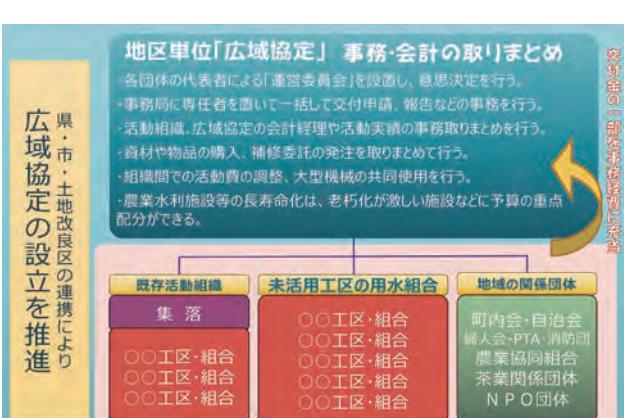
完成後

多面的機能支払交付金による広域活動組織の設立について

土地改良区では、用水組合が管理する水利施設の維持管理費や組合運営に係る負担軽減と施設の長寿命化対策を推進するため、畑総受益地を対象とした「多面的機能支払交付金」の活動に取り組み、県及び市と協力態勢の下、畑総事業地区単位に「広域活動組織」の設立を目指すこといたしました。

特に、牧之原市、菊川市、御前崎市を重点的に、構成は用水組合を主体として農業以外の関係団体にも参画願い、活動開始は、令和8年度から御前崎・浜岡地区、令和9年度から榛原・相良地区、菊川・小笠地区を目標としていますので、関係の用水組合にはご理解とご協力を願っています。

なお、事業制度や広域活動組織の運営方針、事業計画など詳しい内容は、水土里ネット牧之原ホームページに「牧畑美農里プロジェクト」特設ページを用意しましたので、是非ご覧ください。





事業名：農地中間管理機構関連農地整備事業
場所：島田市切山

地区名：切山地区
事業主体：静岡県志太榛原農林事務所

この事業は、農地中間管理機構を通じて貸借契約を結んだ農地を対象に、小区画不整形で分散している茶園を区画整理により担い手農家に集積・集約することで、農作業の効率化と農業競争力の強化を図ることを目的としています。

地区面積は11.3ha、総事業費は437,000千円、事業期間は令和3年度から令和8年度までであり、令和6年度に農地の区画整理工事が完了し、一時利用地の設定がされました。

今年度は道路の舗装、防霜ファンの設置、確定測量の実施及び換地計画書の作成を予定し、令和8年度の換地処分登記をもって事業完了を目指しています。

新風 担い手農家の紹介コーナー



波乗りレモンを収穫する堀内さん



波乗りレモン

今回の担い手農家紹介コーナーでは、牧之原市の地域おこし協力隊として活動しながらレモンの魅力を発信している堀内さんをご紹介します。

以前、千葉県で農業をしていた堀内さんは、牧之原市で取り組んでいた荒廃農地を収益化し地域資源を循環させる事業に興味を持ち、生涯をかけて取り組みたいという思いで、牧之原市への移住を決意し、現在牧之原市の地域おこし協力隊として波乗りレモンの普及に努めています。

これまで、荒れた茶畠を活用して様々な作物の栽培に取り組んできましたが、身体への負担が大きく、販売が難しいことで栽培する農家は増えず、産地化が進まない状況でした。

しかし、レモンは日照時間が長く気候が温暖な静岡県にぴったりの作物であり、収穫適期も長いため身体への負担も少なく、さらにレモンは大半を輸入品が占めていたことから、国産レモンの需要が増えてきました。そのため、2023年に牧之原を中心とした「波乗りレモン部会」が発足、国産レモンの産地化がスタートしました。

発足当時、23人だった栽培農家も現在では65人まで膨らみ、栽培面積も1.5haから14haにまで広がっています。

「波乗りレモン」のネーミングは、サーフィンの町である牧之原市を発祥としていること、また、レモン栽培が波に乗っていくことを願ってネーミングされています。

「波乗りレモン」の栽培に地域の縛りはなく、どこでも栽培が可能でありレモンを栽培している方であれば誰でも部会への参加を申請できます。

このような障壁の少なさから、県内で「波乗りレモン」は広まりつつあり、現在では6市1町で作られています。

今後さらに「波乗りレモン」を広めていき、堀内さん自身もレモン栽培で生計を立てていくモデルとなることを目指しているそうです。

また、同世代の若手農家たちと活動を通じ、静岡の一次産業の魅力や楽しさについて広めていきながら、持続的な農業を続けていきたいと語っていました。



Instagramははこちら



naminorilemon_makinohara

波乗りレモン



農地転用等及び組合員資格の変更には手続きが必要です！

各市の農業委員会への手続き後、土地改良区への手続きが必要となります。

●農地転用等をするとき



- 下記の場合には書類提出が必要となりますので、土地改良区にお問い合わせください。
1. 宅地や店舗等に転用する場合
 2. 公共用地（道路等）に転用する場合
 3. 非農地化による地区除外する場合

土地を売却された際に土地改良区へ納付した農地転用決済金は、一定の要件を満たせば譲渡費用として認められる場合があります。

詳しくは、税務署にお尋ねください。

●組合員資格を変更するとき



- 下記の場合には組合員資格喪失通知書の提出が必要となります。

1. 農地の売買、贈与、交換など所有権を移転したとき
2. 経営移譲年金を受給するとき
3. 相続などにより名義変更したとき



様式ダウンロード

水土里ネット牧之原

検索

●提出書類

組合員資格喪失通知書		
年	月	日
牧之原地域総合整備土地改良区 理事長様		
取 得 者 氏 名	住 所	
生年月日	年 月 日	
喪失者氏名	住 所	
生年月日	年 月 日	
下記の欄に組合員資格を喪失したことを記入して下さい。土改法第36条第1項の規定によります。		
記		
① 理由（関係する原因に○を、その他の場合は記入してください。）		
〔経営移譲・贈与・交換・譲り・相続〕		
② 日 付 年 月 日		
2. 対象地の対象となる土地		
市	町	字
面積	面積	面積

組合員資格喪失通知書（様式）

「非農地」による地区除外と受益地への新規加入について

耕作放棄等により原野化した受益地について、市農業委員会が「非農地」であると判断された場合には、地区（受益地）除外が可能となります。地区除外には、農地転用等決済金の納付などの要件がありますので、詳しくは土地改良区までお問い合わせください。

また、受益地ではない農地で、農業用水を利用したい方は、新規加入も受け付けていますので、ご相談ください。加入金の納付などの要件があります。

准組合員制度が施行されました！ ～賦課金を分担して納付することが可能です～

土地改良法の改正に伴い、「准組合員制度」が創設されました。これを受け、当土地改良区においても同制度を導入することとし、令和7年4月1日より施行されました。

これまで、1農地に対し、所有者または耕作者のいずれかを組合員としていましたが、制度施行により、准組合員は、組合員との間で賦課金を分担して納付することなどが可能になりました。その他、詳細につきましては、土地改良区までお問い合わせください。

◆こんな場合に活用できます！（例）

- ① 農地の集積・集約化された中心経営体（個人、法人）が准組合員に加入し、組合員（所有者）にかわり、賦課金を負担する。
- ② 所有者（土地持ち非農家等）が組合員の場合、耕作者が准組合員に加入し、賦課金の全部または一部を負担する。

—おくやみ—

令和6年5月に御前崎市の曾根紀久雄総代（享年80歳）、同年10月に掛川市の小谷忠総代（享年76歳）、御前崎市の池田雅裕総代（享年76歳）がご逝去されました。

皆様には、総代として長きにわたり、当土地改良区の運営に多大なるご尽力を賜り、地域農業の発展と組合員の安定した営農に向けて、格別のご貢献をいただきました。そのご功績に深く感謝申し上げますとともに、謹んで哀悼の意を表し、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

事務局からのお知らせ

事業及び施設の紹介動画ができました！

本地区で行われてきた事業や施設などの紹介動画を制作しました。動画は、QRコードから、又はホームページからご視聴いただけますので、是非ご覧ください。[水土里ネット牧之原](#) 検索



LINEメニュー機能追加しました！

用水組合役員等でLINE登録の皆様へ、メニューに機能を追加し、ファームポンドの「清掃用具貸出予約」及び、「モバイルGIS」により携帯端末上で管路図が確認できるようになりました。

故障等緊急時の連絡について

施設の故障や漏水時の緊急連絡は、下記の電話番号へお願いします。

0547-36-8000 夜間、休日も対応します。